今金町特定及び一般不妊症治療費等助成事業のご案内

今金町では、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、不妊に悩むご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療及び一般不妊症治療費を受けた方に治療費と交通費の一部を助成します。

申請を希望される場合は、保健福祉課健康づくりグループまで、お問合せくださいますようお願いいたします。

【対象となる方】　次のすべてに該当する方です。

- 法律上の夫婦であること
- 申請日において、夫婦ともに今金町に１年以上住民票があること
- 医療保険各法による被保険者もしくは被扶養者であること
- 税金の滞納がない方
- 過去に他の市町村で同様の助成をうけていない方
- 妻の年齢が治療開始日に４３歳未満であること

【対象となる治療】

	特定不妊症治療費	一般不妊症治療費
治療内容	体外受精・顕微授精（卵胞が発育しない等の理由により、卵子採取以前に中止した場合を除き、医師の診断に基づき、やむを得ず中断の場合含む。）	不妊の検査や手術、タイミング法、薬物療法、人工授精など
助成内容	治療に要した医療費の自己負担額に対して、１回の治療につき１５万円まで助成 治療開始時の妻の年齢 / 助成上限回数 ４０歳未満 / １子ごとに６回まで ４０歳以上４３歳未満 / １子ごとに３回まで ※１回の治療とは、治療開始から妊娠確認等に至るまでの診療過程をさします。ただし、医師の判断等に基づき、治療計画を中止した場合は、助成の対象となります。	検査及び治療等に要した医療費の自己負担額に対して、１年度あたり１０万円を限度として通算５年間助成する。
その他	特定・一般不妊症治療費ともに、文書料、食事療養費標準負担額、個室料等の直接的な治療ではない費用は含まない。	

【交通費の助成回数及び助成額】

治療費を申請された方が対象となります。自宅から医療機関までの距離に対して設定された基準額の３分の２の額（上限あり）を助成。（参考例：自宅から医療機関までの距離が往復 200km の場合は、基準額 8,080 円となります）公共交通機関利用の場合は支出額と基準額を比較し、少ない方の額の３分の２を助成。特定不妊治療は、上記１回の治療につき５回を上限とします。ただし、先進医療不妊症治療等助成事業の交通費を申請された方は対象外となります。一般不妊治療は、１年度あたり５回を上限とします。

※距離区分は自宅から医療機関までの距離で、GoogleMap で計測します

【申請手続き】

1．保健福祉課にて、助成事業や所定の申請書類をご説明し、配布致します

①申請書　②受診等証明書（一般・特定）　③対象条件を確認できる書類（保険証の写し等）。
ただし、法律上の夫婦であることの証明等の一部については、ご夫婦の同意による町の調査で省略可。
④領収書（産婦人科・泌尿器科・調剤）・診療明細書

2．治療終了後（特定の場合は１回毎、一般の場合は概ね３～６か月毎）に、上記書類をご提出ください。

3．審査に基づき、助成決定通知書等を発行し、指定口座に助成額を振り込みます。

問合せ先　今金町こども家庭センター「すくすく」（今金町保健福祉課健康づくりグループ）
電話　０１３７－８２－２７８０